

日本における水際対策（帰国者・入国者に対する 3 日間の停留措置（対象地域の変更：**ハバロフスク地方**と**モスクワ市**のみ）（9月17日）

2021/9/17

●9月20日（月）以降、日本入国日から起算して、過去14日以内に**ハバロフスク地方（新規）**及び**モスクワ市（継続）**に滞在歴のある方のみが、**入国後3日間は検疫所の確保する施設等で待機**することが必要となります。

●これまで「入国後の3日間の停留措置」対象地域となっていたモスクワ州、サンクトペテルブルク市、アストラハン州、アムール州、イヴァノヴァ州、ヴォルゴグラード州、ウドムルト共和国、ウラジーミル州、オリョール州、カバルダ・バルカル共和国、カレリア共和国、北オセチア共和国、クラスノヤルスク地方、サハ共和国、サラトフ州、チェリャビンスク州、トイヴァ共和国、ニジェゴロド州は、9月20日（月）以降、対象地域から除外されます。

【本文】

1.9月17日、日本政府は水際対策に係る新たな措置を発表しました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833913.pdf>

2. これにより、これまで「入国後の3日間の停留措置」対象地域となっていた**下記18の州・地方・共和国が9月20日から対象地域から除外**されます（入国後14日間の公共交通機関の不使用、自宅等での待機措置はこれまでどおりです）。

モスクワ州、サンクトペテルブルク市、アストラハン州、アムール州、イヴァノヴァ州、ヴォルゴグラード州、ウドムルト共和国、ウラジーミル州、オリョール州、カバルダ・バルカル共和国、カレリア共和国、北オセチア共和国、クラスノヤルスク地方、サハ共和国、サラトフ州、チェリャビンスク州、トイヴァ共和国、ニジェゴロド州。

3. モスクワ市は引き続き「入国後の3日間の停留措置」対象地域として指定されており、また、ハバロフスク地方が追加指定されたことにより、**9月20日以降は、日本入国日から起算して、過去14日以内にハバロフスク地方、モスクワ市に滞在歴のある方のみが「入国後の3日間の停留措置」対象者**となります。

帰国・一時帰国に際しては下記厚生労働省ホームページをご確認のうえ、「質問票 WEB」などをご準備ください。

○[水際対策に係る新たな措置について](#)

○[水際対策の抜本的強化に関する Q&A](#)

（了）